審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	河川課	検索番号	1-3
法令名	河川法	根拠条項	第24条		
許認可等	河川区域内の土地の占用の許可				

(根拠規定)

第 24 条 河川区域内の土地 (河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(許認可等の基準)

河川法に係る法定受託事務の処理基準等について (平成13年4月27日付け国河改第36号国土交通省河川局長通知)

河川法の施行について(昭和40年3月29日付け建発河第58号建設事務次官通達)

- 九 河川の使用及び河川に関する規制について
- (2)河川区域内の土地の占用について

河川区域内の土地の占用については、河川が公共用物として一般公共の用に供せられるべきものであることにかんがみ、公益優先の原則に従い、適切な処分等を行うこと。

- 河川敷地の占用許可について(平成17年3月28日付け国河政第139号国土交通事務次官通知) 第5 河川敷地の占用は、第6に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第7第1項に 規定する占用施設について許可申請した場合で、第8から第11までの基準に該当し、か つ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。
- 2 前項の規定により占用の許可を行おうとする場合には、原則として、期限を定めて当該占用に係る河川敷地が存する市町村(特別区を含む。以下同じ。)の意見を聴くものとする。
- 3 前項の場合において、占用による影響が広域に及ぶこと等により必要があると認める場合には、同項の規定による意見聴取に併せ、期限を定めて他の関係市町村又は関係都道府県の 意見を聴くものとする。
- 4 河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。また、公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画について河川管理者が知り得た場合又は河川管理者に申出があった場合においては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにしなければならない。
- 第6 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第7第 1項第7号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる住民、事 業者等及び同項第8号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められ る非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができ るものとする。
- 1 国又は地方公共団体(道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。)
- 2 日本道路公団、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人
- 3 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、

電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性のある事業又は活動を行う者

- 4 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者
- 5 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者又は 当該事業と一体となって行う関連事業に係る施設(以下「市街地開発事業関連施設」という。) の整備を行う者
- 6 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者(なお、第7第1項第6号口の船舶上下架施設(斜路を含む。)については、当分の間、同協議会が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た場合とする。)
- 第7 占用施設は、次の各号に規定する施設とする。
 - 1 次のイから二までに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために 利用する施設
 - イ 公園、緑地又は広場
 - ロ 運動場等のスポーツ施設
 - ハ キャンプ場等のレクリエーション施設
 - 二 自転車歩行者専用道路
 - 2 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河 川敷地を利用する施設
 - イ 道路又は鉄道の橋梁(鉄道の駅が設置されるものを含む。)又はトンネル
 - ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路
 - ハ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブル その他これらに類する施設
 - 二 地下に設置する下水処理場又は変電所
 - ホ 公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設
 - 3 次のイ及び口に掲げる施設その他の地域防災活動に必要な施設
 - イ 防災用へリコプター離発着場又は待機施設
 - ロ 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設
 - 4 次のイからホまでに掲げる施設その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに 資する施設
 - イ 遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設
 - ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施 設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの
 - ハ 地下に設置する道路又は公共駐車場
 - 二 売店(周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。)
 - ホ 防犯灯
 - 5 次のイから八に掲げる施設その他の河川に関する教育及び学習又は環境意識啓発のために 必要な施設
 - イ 河川教育・学習施設
 - 口 自然観察施設
 - 八河川維持用具等倉庫
 - 6 次のイから八までに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設 イ 公共的な水上交通のための船着場
 - 口 船舶係留施設又は船舶上下架施設(斜路を含む。)
 - 八 荷揚場 (通路を含む。)
 - 二 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設
 - 7 次のイから八までに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得

ないと認められる施設

- イ 通路又は階段
- ロいけす
- 八 採草放牧地
- 二 事業場等からの排水のための施設
- 8 次のイ及び口に掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設
 - イ グライダー練習場
 - ロ ラジコン飛行機滑空場
- 2 前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保 上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の 占用を許可することができる。この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のおそれ のある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係 る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付するものとする。
- 3 第1項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店を、また、 第1項第6号イに規定する占用施設については、料金所、待合所、案内板等を当該施設と一体 をなす工作物としてその設置を許可することができる。
- 第8 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならない。この場合、占用の許可は、法第26条第1項又は第27条第1項の許可と併せて行うものとする。
- 2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第6条第2項に規定する高規格堤防特別区域、同条第3項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令(昭和40年政令第14号)第1条第2項に規定する遊水地における占用については、適用しない。
 - 1 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。
 - 2 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。
 - 3 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況を発生させないものであること。
 - 4 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的にぜい弱な場所に設置するものでないこと。
 - 5 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。
- 3 前項に規定するもののほか、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準(以下「植樹基準」という。)によるものとする。
- 第9 河川敷地の占用は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならない。
- 2 河川敷地の占用は、必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路又は河川管理用の通路が確保されていなければならない。また、河川敷地の利用をより一層促進するため、必要に応じて、公園等の占用施設相互の連携を図るための連絡歩道や便所、ベンチ等が確保されていなければならない。
- 第10 河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合にあっては、当該計画に沿ったものでなければならない。
- 2 前項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。

第11 河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならない。 2 河川敷地の占用は、景観法(平成16年法律第110号)に基づく景観行政団体が景観計画に法第24条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならない。